

つくば市議会基本条例(案)の
パブリックコメント実施結果

平成26年11月
つくば市議会

■ 意見集計結果

平成26年9月16日から10月10日までの間、つくば市議会基本条例（案）について、意見募集を行った結果、11人から49件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する議会の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	1 人
郵便	0 人
電子メール	6 人
ファクシミリ	0 人
その他	4 人
合 計	11 人

※説明会時の提出

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 前文 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	「これまでの改革の取り組みをさらに継続して」という部分は、これまでの改革の取り組みの内容を具体的に示していないので、現在の議員さんにしかわからない。具体的に書くか、必要ないと思う。	1 件	前文には、議会改革に関する議会の考え方を述べました。これまでに行ってきた改革の取組み(代表質問制・インターネット議会中継・質問方式の見直し等)については、「議会改革の取組み」として、その内容を議会ホームページに掲載することとします。
2	地方自治法との位置づけを前文に載せなくてよいですか？	1 件	前文には、地方自治法の趣旨を反映させております。ご理解の程、お願いいたします。
3	市長と「競いあう」のが議会なのかと不思議に思います。もっと違う言葉がよいのではないのでしょうか。	1 件	前文のご意見の箇所の前後には、「市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら」とあります。議会は、市民のために、二元代表制におけるそれぞれの異なる特性を生かして、市民福祉の向上と市政の発展に寄与してまいります。

○ 第4条 議会の活動原則 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	第2項 適正な行政運営が行われているか監視し、評価を行うこと。→ 行われているかを監視し、評価すること。ではないでしょうか？行われているか監視しというのは話し言葉のようです。	1件	ご意見の点は、同じ内容であると考えます。ご理解の程、お願いいたします。
2	議会はつくば全市民の物であるという意識下に議員活動をし、そういう議会であってください。	1件	ご意見のように、今後とも努力してまいります。
3	本会議における議論では、単なる賛成意見、反対意見の延べ合いのみでなく、全く自由な自由討議を行ってください。	1件	本会議で、自由討議を行うのは、現時点では困難ですが、全議員が自由に議論をしていく「政策討論」を、今後行って、議会全体での議論を進めてまいります。 なお、委員会の審査においては、自由討議を行っております。

○ 第7条 危機管理 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	第1項では「災害等の不測の事態」とあり、第2項では「災害等の状況」とある。一方「条例の解説」では、「災害発生時の」とあり、災害に限定している。理由は如何。	1件	市民の生命、身体及び財産に一番影響を及ぼすのは災害であるために、議会として対応することを、まずは災害と決めました。しかし、今後は2項に対してのご意見にもある通り、徐々にその範囲を広げてまいります。
2	危機管理の定義は、災害にとどまらず、広く感染症、情報漏えい、不祥事などを含む場合がある。第1項及び第2項において、「災害等」とあるが、この「等」は、どのようなものを含んでいるのか。	1件	「等」には、地震・竜巻・風水害など自然災害の事象を含んでいます。尚、条文解説には「等」の記述がありませんでしたので、災害等発生時の議会としての対応と修正したいと思います。

○ 第8条 市民参加 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	請願者の意見は、請願者が希望すれば聞くようにしてください。	1件	現在、つくば市議会請願条例の第7条に、「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員及び請願者の説明を求めることができる。」とありますので、ご理解願います。
	市民から出た請願や要望を安易に審議し		ご意見のようになっています。

2	ない為に、審議に必要な知識を増やすよう しっかり研究勉強をしてください。そして 徹底して議論して結論を出してください。	1件	
---	---	----	--

○ 第9条 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	公聴会や参考人制度を積極的に活用して ください。	1件	ご意見のようにしてまいります。

○ 第10条 会議の公開 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	本会議が中継になっていることは大きい 進歩だと思います。できれば、今回委員会 も公開とする、となるので中継していただ けるとよいのかな、と思います。	3件	今後の課題として、検討してまいりま す。
2	公開の手段ですが、今のところ windows media player のみとなっておりますが、 iphone はじめ他の手段をもつ人も多くいま す。ぜひとも Mac 環境でも直接見られる ようにしていただきたいと思います。	1件	今後の課題として、検討してまいりま す。
3	資料につきましては、傍聴にいった際、 一部紙ベースで渡していただきますが、タ ブレットの導入で経費節減(長い目で見て) をはかってはどうでしょうか。	1件	経費の件も含めまして、今後の課題と して、検討してまいります。
4	議案についている資料が不十分に思いま す。議決に際し必要な情報を議案につける ようにしていただきたい。	1件	条例案の第16条で「政策の形成過程の 説明」、第17条で「予算及び決算における 政策説明」の条項を定めました。議会と して、分かりやすい説明資料を求めるこ とができることとしています。
5	議会は市民のものであるので、本議会、 常任委員会、他の諮問委員会などあらゆる 場で傍聴人や市民に情報公開を徹底するた めのやり方を考えてください。	1件	今後の課題として、検討してまいりま す。

○ 第11条 情報提供 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	広報について、どの議員がどのような質 問を行いそれに対する答弁はどうだったか という内容を議会として公開していただき	1件	現在、本会議をインターネット議会中 継(ライブ・録画)、そして本会議・委員 会の会議録を公開しております。その内

	たいです。現状一部会派及び個人のニューズレターに頼っており、議会全体としてどのような議論が行われたのかわかりにくい状況となっております。ぜひ今回の改革を機に真に開かれた議会、市民が関心を持てる議会になっていただきたいと考えます。		容については、すべて議会ホームページから、確認することができます。また、議会図書室、中央図書館において、会議録の閲覧ができますので、ぜひご覧になっていただければと思います。
2	議会報では紙面を増やし、主な質問だけでなく内容を増やしてください。質問議員の顔写真も載せてください。	1件	議会報編集委員会で、今後の課題として、検討してまいります。
3	各議員の賛否の公表と共に、賛成数、反対数も明らかにしてください。	2件	条例施行後、実施してまいります。
4	各常任委員会で行っている視察旅行は視察報告書を市民がいつでも見られるよう、HPで常に公開してください。	2件	今後の課題として、検討してまいります。

○ 第12条 議会報告会 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	議会報告会は年1回以上開催とのことですが、当初は試験的に年1回としても、今後実施回数を増やしていけるようご検討ください。	3件	今後の課題として、検討してまいります。

○ 第13条 市長等と議会の関係 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	市長と議会は「お互いを尊重し」という言葉を入れている自治体もあります。今回のこの議会基本条例を読むと「競う」「監視」「緊張ある関係」など、ものものしい雰囲気が感じられます。なれ合いはもちろん良くないことですが、13条に「二元代表制のもと 互いに尊重しつつもその役割を果たすため、市長等との・・・」の方が良いと思います。	1件	前文に議会としての考え方を述べてあります。ご理解の程、お願いいたします。

○ 第16条 政策の形成過程の説明 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	第4号の総合計画における位置づけと書いてあるが、総合計画はなくなって、未来構想になるのではないか。	1件	ご意見のとおり、「未来構想における根拠又は位置付け」と修正いたします。

2	<p>第6号は政策の実施に係る予算及びその財源措置ではないかと思ひます。まずはこの政策に実施に関わるコストつまり予算が必要です。そしてそれをまかなう財源措置についてが伴うと思ひます。</p> <p>第7号にコストと書いてありますが、これは「将来にわたる政策の効果及びコスト」つまり将来にわたるといふ言葉がかかっていますので「効果」と同様将来的な維持にかかるお金だと認識してあります。</p>	1件	ご意見のとおりです。
---	---	----	------------

○ 第18条 議員相互の討議による合意形成 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	<p>委員会における議案の審査の際には「市民に対する説明責任を十分に果たさなければならぬ」と書いてありますが、いつどのような形で委員会が説明責任を果たすのかわからない。そのことについて第6章に積極的に公開すると書いてありますが、委員会の審査の時点で資料を公開するのでしょうか？積極的にいうのは「求め」がなくとも行うことです。現在「市民から資料の公開を求められなくても」委員会は自ら資料を公開しているのでしょうか？むしろ情報公開制度に則り「市民の求めに応じて」ではないのでしょうか？</p>	1件	<p>現在、市民への説明責任を果たすためにも各委員会の議事録を公開しています。また、委員会の審査において、現在も行ってあります自由討議を更に行い、活発な議論を尽くしてまいります。</p> <p>そして今回、条文案の第10条3項において、議案の審議に用いる資料の提供を定めています。これらを通じて、説明責任を果たしてまいります。</p>

○ 第19条 議決事件の追加 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	<p>議決事件の追加は、地方自治法第96条第2項で「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」と規定されている。</p>	1件	<p>平成23年5月の地方自治法改正により、「総合計画・基本構想」策定の義務が撤廃され、今後は各自治体にその策定が任されることになりました。そのため、つくば市におきましては、条例でその策定を定め、議決事項として定めたところです。</p> <p>上記の事例に示されるように、地方分権の更なる進展により、議決事項として必要と考えられる事項を追加して、議会</p>

<p>そのため、条例案に「追加する議決事件の項目」を規定しないのであれば、第19条は必要ないと考える。本条例（案）に、第19条の条文を明記する理由如何。</p>	<p>として責任を果たすことが、今後は予想されます。そのため、議会として、そのような地方分権の進展に備えていく考えを明確に示していくために、第19条を明記しました。</p>
--	--

○ 第24条 議員研修 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	<p>議員研修ですが、その研究結果についての報告義務を入れてほしいです。何をやっているのか。遊びじゃないかと思っている市民は私の周りでも多いです。市の広報で「どこへ行った」というだけの内容ではなく、市のホームページにどういう成果があったのかレポートを載せるべき。一般企業ならみんなやっている。税金なのだからお願いします。</p>	1件	<p>第24条は、議会で行う議員研修について定めたものですが、議会報により、その研修内容について報告をしています。今後は、更にその内容についても、充実を目指してまいります。</p> <p>また、行政視察の報告の仕方についても、ご意見の趣旨をよく踏まえて、今後の課題として、検討してまいります。</p>

○ 第27条 議員報酬 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	<p>議員の費用弁償を廃止する。</p>	1件	<p>つくば市議会では、平成20年の1月に開催した「議員定数等に関する調査特別委員会」にて、費用弁償をそれまでの「5,000円」から「2,000円」に引き下げることを議決し、現在その内容にて実施しているところです。</p> <p>廃止については、今後の課題として、検討してまいります。</p>

○ 第29条 条例の検証及び見直し手続 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	<p>この議会基本条例は始めたばかりで内容は十分とは言えないもので、施行後は速やかに改正を何度でも行って、最善のものへの修正を怠らないでください。</p>	1件	<p>ご意見の通り、今後とも内容の見直しを定期的に行い、更なる改善を図ってまいります。そのための規定として第29条で、条例検証の時期を、4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点と明確化しました。</p>

○ 全体 について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	全体を通して読んで何カ所か「議長が定める」という箇所があります。第6条7, 第10条4, 第11条3, 第12条2, 第22条2, など, 議長はそれだけの権限と重責があるにもかかわらず, 議長について, 議長の選出, 議長に役割等について全く載っていないのが不思議です。議長が誰か記載がないのに, その人があれこれ定めるということは変です。議長について必ず条例に載せて下さい。他の条例に載っているにしても, 何も無いのはいかがなものと思います。	1件	議長につきましては, 地方自治法, つくば市議会会議規則他, その他の条例等の中に, その役割などが定められておりますので, 今条例の中では, 特に定めておりません。
2	議会基本条例制定に向けてご尽力いただき, また, 説明会開催, 議会からの初めてのパブリックコメントも実施していただき, ありがとうございます。	1件	今後とも, 開かれた議会を目指し, 頑張ってまいります。
3	条例案の理念はとてもよいと思います。情報提供や情報共有, 十分な議論, 市民との意見交換などが実施できるように様々なことが掲げられていることはとてもよいと思います。今後, 理念のさらなる実現に向け, もっと充実したものにさせていただけるようご検討ください。	1件	理念のさらなる実現のために, 今後とも充実を目指してまいります。
4	つくば市議会において議会基本条例が制定されることは画期的なことであり喜ばしいことです。議員のみなさんの熱意と努力に感謝いたします。これを議会改革の手始めとし, さらに進展されることを望みます。	1件	今後とも, さらに議会改革を積極的に進めてまいります。
5	二元代表制の議会の役割は大きいです。今はまだつくば市議会は力が弱いと思います。市長を始めとする行政をしっかり監視し, もし市政に不備があるようならそれを修正できるだけの力を付けてください。	1件	議会として, しっかりとその目的が達成されるように, 力を付けてまいります。
6	市民に開かれた議会をめざし, 条例を制定したことは大きな評価に値すると思います。	1件	今後とも, ご期待に応えられるよう, 頑張ってまいります。
7	女性的表現?があっても良いのでは。・・・行かなければならない。ではなく「や	1件	条例案策定の過程で, 表現については, 様々な考えがありましたが, 検討の結果,

	ります。」「やりましょう。」		条例という観点から、今回の案の表現になりました。
8	市民（地域別、区会別）に説明会の必要と議会との関係を密接にすることを望みます。（行政と議会と区会の連携）	1件	議会としても、その方向をめざしてまいります。市民にさらに身近な議会を目指してまいります。
9	市民開放の一步、すばらしいと思います。	1件	今後とも、市民に開かれた議会を目指してまいります。

○ その他（パブリックコメント）について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	基本条例の内容はすばらしいと思う。しかし、その実現のために議員が何をすればよいかかわからない。施行規則を合わせて作成してほしい。たとえば市民のため、市民の意見を広く聴くと書かれているが、このパブリックコメントがあることさえ、つくば市のホームページに載っていない。組織が違うということは理由にならないと思う。なぜならば市長と市議会は共に選挙で選ばれたつくば市の代表機関であると最初にうたっている。同じ対等の関係であるならば、市長の地区コンなども載せているのに、議会のこんな大事な市民参加の募集案件をトップページとパブリックコメントのコンテンツに載せないのはおかしいのではないか。最初から市民の意見を聴く気がないと思われても当然である。本当にもう一度パブリックコメント期間を新たに設定し、市のホームページに載せて周知を図った方がいいのではないかと切実に思う。	1件	この条例案の中でも規定していますが、施行規則につきましては、策定をしております。 今回のホームページでの周知方法につきましては、ご指摘の趣旨をよく踏まえて、今後市長部局と協議をしております。
2	このフォームに行き着くまでが大変でした。通常市の「パブリックコメント募集案件」から入れるところをまず議会へ入らなくてはなりません。これでは、よほど議会に関心のある人しか意見を述べる事はできないと思います。	1件	今回のホームページでの周知方法につきましては、ご指摘の趣旨をよく踏まえて、今後市長部局と協議をしております。

○ その他について

No.	意見概要	意見数	議会の考え方
1	自治基本条例について、議会としての考えを示す。	1件	今回のパブリックコメントに係る範囲のご意見ではありませんので、回答については申し訳ありませんが、控えさせていただきます。
2	騒音の住宅地内に被害や時間設定を決定と警察の方に動いて頂ける条例を望みます。	1件	
3	すべての議員は議員の役割を全うするよう、一般質問を行ってください。	1件	

■ 修正の内容

○ 第16条 政策の形成過程の説明 について

修正前	修正後
<p>第16条 議会は、市長等が策定又は提案する重要な政策について、政策の理解を深めるため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。</p> <p>(1) 政策を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策の事例 (4) <u>総合計画</u>における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 政策の実施に係る財源措置 (7) 将来にわたる政策の効果及びコスト</p>	<p>第16条 議会は、市長等が策定又は提案する重要な政策について、政策の理解を深めるため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。</p> <p>(1) 政策を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策の事例 (4) <u>未来構想</u>における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 政策の実施に係る財源措置 (7) 将来にわたる政策の効果及びコスト</p>